

# ドル通貨換算率

## 輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2018年8月)

2018年8月1日から8月31日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類（輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの）に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨（セント）未満を切り捨てること。

	(米ドル)
110円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.762
1中国元につき	0.155
1スウェーデン・クローネにつき	0.114
1スイス・フランにつき	1.01
1スターリング・ポンドにつき	1.33
1ユーロにつき	1.17
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンティン・ペソにつき	0.0376
1イスラエル・シェケルにつき	0.277
1イラン・リアルにつき	0.0000236
1インド・ルピーにつき	0.0147
100インドネシア・ルピアにつき	0.00712
1オーストラリア・ドルにつき	0.749
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.274
100韓国ウォンにつき	0.0913
100カンボジア・リエルにつき	0.0246
1クウェート・ディナールにつき	3.31
1ケニア・シリングにつき	0.00989
100コロンビア・ペソにつき	0.0345
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1シンガポール・ドルにつき	0.741
100新台湾ドルにつき	3.32
100スリランカ・ルピーにつき	0.629
1セイシェル・ルピーにつき	0.0732
100タイ・バーツにつき	3.08

100タヒチ・パシフィックフランにつき	0.978
1チェッコ・コルナにつき	0.0453
100チリ・ペソにつき	0.157
1デンマーク・クローネにつき	0.157
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.148
1トルコ・リラにつき	0.216
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00277
1ニュージーランド・ドルにつき	0.694
1ノルウェー・クローネにつき	0.123
1パキスタン・ルピーにつき	0.00839
100ヴァヌアツ・バツにつき	0.936
1パプアニューギニア・キナにつき	0.306
1バーレーン・ディナールにつき	2.64
100ハンガリー・フォリントにつき	0.362
100バングラデシュ・タカにつき	1.19
1フィジー・ドルにつき	0.480
1フィリピン・ペソにつき	0.0188
1ブラジル・リアルにつき	0.264
1ブルネイ・ドルにつき	0.743
100ベトナム・ドンにつき	0.00438
1ヴェネズエラ・ボリーバルにつき (注)	0.0000119
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.306
1ポーランド・ズロチにつき	0.271
1香港ドルにつき	0.127
1マレーシア・リングgitにつき	0.250
1南アフリカ・ラントにつき	0.0750
1ミャンマー・チャットにつき	0.000737
1メキシコ・ペソにつき	0.0493
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0289
1モロッコ・ディルハムにつき	0.105
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
1ラオス・キップにつき	0.0119
1ルーマニア・レイにつき	0.250
100ルワンダ・フランにつき	0.115
1ロシア・ルーブルにつき	0.0159

上記以外の外国通貨：当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢（平成30年6月中における実勢相場の平均値）

# ドル通貨換算率

## 輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2018年7月)

2018年7月1日から7月31日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類（輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの）に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨（セント）未満を切り捨てること。

	(米ドル)
110円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.777
1中国元につき	0.157
1スウェーデン・クローネにつき	0.114
1スイス・フランにつき	1.00
1スターリング・ポンドにつき	1.35
1ユーロにつき	1.18
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンティン・ペソにつき	0.0422
1イスラエル・シェケルにつき	0.279
1イラン・リアルにつき	0.0000238
1インド・ルピーにつき	0.0148
100インドネシア・ルピアにつき	0.00712
1オーストラリア・ドルにつき	0.753
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.274
100韓国ウォンにつき	0.0928
100カンボジア・リエルにつき	0.0246
1クウェート・ディナールにつき	3.31
1ケニア・シリングにつき	0.00993
100コロンビア・ペソにつき	0.0349
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1シンガポール・ドルにつき	0.747
100新台湾ドルにつき	3.35
100スリランカ・ルピーにつき	0.633
1セイシェル・ルピーにつき	0.0732
100タイ・バーツにつき	3.13

100タヒチ・パシフィックフランにつき	0.990
1チェッコ・コルナにつき	0.0461
100チリ・ペソにつき	0.160
1デンマーク・クローネにつき	0.159
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.148
1トルコ・リラにつき	0.226
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00277
1ニュージーランド・ドルにつき	0.695
1ノルウェー・クローネにつき	0.123
1パキスタン・ルピーにつき	0.00864
100ヴァヌアツ・バツにつき	0.944
1パプアニューギニア・キナにつき	0.307
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.373
100バングラデシュ・タカにつき	1.19
1フィジー・ドルにつき	0.481
1フィリピン・ペソにつき	0.0191
1ブラジル・リアルにつき	0.275
1ブルネイ・ドルにつき	0.750
100ベトナム・ドンにつき	0.00439
1ヴェネズエラ・ボリーバルにつき (注)	0.0000136
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.306
1ポーランド・ズロチにつき	0.276
1香港ドルにつき	0.127
1マレーシア・リンギットにつき	0.252
1南アフリカ・ラントにつき	0.0797
1ミャンマー・チャットにつき	0.000745
1メキシコ・ペソにつき	0.0512
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0290
1モロッコ・ディルハムにつき	0.106
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
1ラオス・キップにつき	0.0120
1ルーマニア・レイにつき	0.254
100ルワンダ・フランにつき	0.115
1ロシア・ルーブルにつき	0.0160

上記以外の外国通貨：当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢（平成30年5月中における実勢相場の平均値）

# ドル通貨換算率

## 輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2018年6月)

2018年6月1日から6月30日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類（輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの）に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨（セント）未満を切り捨てること。

	(米ドル)
107円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.786
1中国元につき	0.159
1スウェーデン・クローネにつき	0.118
1スイス・フランにつき	1.03
1スターリング・ポンドにつき	1.41
1ユーロにつき	1.23
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンティン・ペソにつき	0.0494
1イスラエル・シェケルにつき	0.283
1イラン・リアルにつき	0.0000245
1インド・ルピーにつき	0.0152
100インドネシア・ルピアにつき	0.00724
1オーストラリア・ドルにつき	0.768
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.273
100韓国ウォンにつき	0.0936
100カンボジア・リエルにつき	0.0249
1クウェート・ディナールにつき	3.33
1ケニア・シリングにつき	0.00994
100コロンビア・ペソにつき	0.0361
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1シンガポール・ドルにつき	0.760
100新台湾ドルにつき	3.40
100スリランカ・ルピーにつき	0.640
1セイシェル・ルピーにつき	0.0727
100タイ・バーツにつき	3.19

100タヒチ・パシフィックフランにつき	1.03
1チェッコ・コルナにつき	0.0484
100チリ・ペソにつき	0.166
1デンマーク・クローネにつき	0.165
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.148
1トルコ・リラにつき	0.246
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00278
1ニュージーランド・ドルにつき	0.724
1ノルウェー・クローネにつき	0.127
1パキスタン・ルピーにつき	0.00865
100ヴァヌアツ・バツにつき	0.946
1パプアニューギニア・キナにつき	0.308
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.394
100バングラデシュ・タカにつき	1.20
1フィジー・ドルにつき	0.489
1フィリピン・ペソにつき	0.0192
1ブラジル・リアルにつき	0.293
1ブルネイ・ドルにつき	0.759
100ベトナム・ドンにつき	0.00439
1ヴェネズエラ・ボリーバルにつき (注)	0.0000176
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.310
1ポーランド・ズロチにつき	0.293
1香港ドルにつき	0.127
1マレーシア・リンギットにつき	0.257
1南アフリカ・兰特につき	0.0826
1ミャンマー・チャットにつき	0.000755
1メキシコ・ペソにつき	0.0544
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0296
1モロッコ・ディルハムにつき	0.108
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
1ラオス・キップにつき	0.0120
1ルーマニア・レイにつき	0.264
100ルワンダ・フランにつき	0.116
1ロシア・ルーブルにつき	0.0164

上記以外の外国通貨：当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢（平成30年4月中における実勢相場の平均値）

# ドル通貨換算率

## 輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2018年5月)

2018年5月1日から5月31日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類（輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの）に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨（セント）未満を切り捨てること。

	(米ドル)
106円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.774
1中国元につき	0.158
1スウェーデン・クローネにつき	0.121
1スイス・フランにつき	1.05
1スターリング・ポンドにつき	1.40
1ユーロにつき	1.23
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンティン・ペソにつき	0.0494
1イスラエル・シェケルにつき	0.288
1イラン・リアルにつき	0.0000266
1インド・ルピーにつき	0.0154
100インドネシア・ルピアにつき	0.00727
1オーストラリア・ドルにつき	0.776
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.273
100韓国ウォンにつき	0.0934
100カンボジア・リエルにつき	0.0250
1クウェート・ディナールにつき	3.33
1ケニア・シリングにつき	0.00988
100コロンビア・ペソにつき	0.0352
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1シンガポール・ドルにつき	0.761
100新台湾ドルにつき	3.43
100スリランカ・ルピーにつき	0.642
1セイシェル・ルピーにつき	0.0723
100タイ・バーツにつき	3.20

100タヒチ・パシフィックフランにつき	1.03
1チェッコ・コルナにつき	0.0485
100チリ・ペソにつき	0.166
1デンマーク・クローネにつき	0.166
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.148
1トルコ・リラにつき	0.257
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00278
1ニュージーランド・ドルにつき	0.726
1ノルウェー・クローネにつき	0.129
1パキスタン・ルピーにつき	0.00889
100ヴァヌアツ・バツにつき	0.945
1パプアニューギニア・キナにつき	0.308
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.395
100バングラデシュ・タカにつき	1.20
1フィジー・ドルにつき	0.492
1フィリピン・ペソにつき	0.0192
1ブラジル・リアルにつき	0.305
1ブルネイ・ドルにつき	0.759
100ベトナム・ドンにつき	0.00439
1ヴェネズエラ・ボリーバルにつき (注)	0.0000245
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.308
1ポーランド・ズロチにつき	0.293
1香港ドルにつき	0.128
1マレーシア・リングgitにつき	0.256
1南アフリカ・ラントにつき	0.0845
1ミャンマー・チャットにつき	0.000754
1メキシコ・ペソにつき	0.0538
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0301
1モロッコ・ディルハムにつき	0.109
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
1ラオス・キップにつき	0.0121
1ルーマニア・レイにつき	0.265
100ルワンダ・フランにつき	0.117
1ロシア・ルーブルにつき	0.0175

上記以外の外国通貨：当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢（平成30年3月中における実勢相場の平均値）

# ドル通貨換算率

## 輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2018年4月)

2018年4月1日から4月30日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類（輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの）に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨（セント）未満を切り捨てること。

	(米ドル)
108円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.795
1中国元につき	0.158
1スウェーデン・クローネにつき	0.124
1スイス・フランにつき	1.07
1スターリング・ポンドにつき	1.40
1ユーロにつき	1.23
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンティン・ペソにつき	0.0504
1イスラエル・シェケルにつき	0.286
1イラン・リアルにつき	0.0000270
1インド・ルピーにつき	0.0155
100インドネシア・ルピアにつき	0.00735
1オーストラリア・ドルにつき	0.787
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.274
100韓国ウォンにつき	0.0926
100カンボジア・リエルにつき	0.0249
1クウェート・ディナールにつき	3.33
1ケニア・シリングにつき	0.00986
100コロンビア・ペソにつき	0.0350
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1シンガポール・ドルにつき	0.758
100新台湾ドルにつき	3.42
100スリランカ・ルピーにつき	0.646
1セイシェル・ルピーにつき	0.0724
100タイ・バーツにつき	3.18

100タヒチ・パシフィックフランにつき	1.03
1チェッコ・コルナにつき	0.0487
100チリ・ペソにつき	0.168
1デンマーク・クローネにつき	0.166
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.148
1トルコ・リラにつき	0.264
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00277
1ニュージーランド・ドルにつき	0.731
1ノルウェー・クローネにつき	0.128
1パキスタン・ルピーにつき	0.00903
100ヴァヌアツ・バツにつき	0.950
1パプアニューギニア・キナにつき	0.309
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.396
100バングラデシュ・タカにつき	1.20
1フィジー・ドルにつき	0.494
1フィリピン・ペソにつき	0.0193
1ブラジル・リアルにつき	0.308
1ブルネイ・ドルにつき	0.757
100ベトナム・ドンにつき	0.00440
1ヴェネズエラ・ボリーバルにつき (注)	0.0000345
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.308
1ポーランド・ズロチにつき	0.296
1香港ドルにつき	0.128
1マレーシア・リングットにつき	0.255
1南アフリカ・ラントにつき	0.0846
1ミャンマー・チャットにつき	0.000754
1メキシコ・ペソにつき	0.0536
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0306
1モロッコ・ディルハムにつき	0.109
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
1ラオス・キップにつき	0.0121
1ルーマニア・レイにつき	0.265
100ルワンダ・フランにつき	0.117
1ロシア・ルーブルにつき	0.0176

上記以外の外国通貨：当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢（平成30年2月中における実勢相場の平均値）

# ドル通貨換算率

## 輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2018年3月)

2018年3月1日から3月31日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類（輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの）に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨（セント）未満を切り捨てること。

	(米ドル)
111円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.804
1中国元につき	0.155
1スウェーデン・クローネにつき	0.124
1スイス・フランにつき	1.04
1スターリング・ポンドにつき	1.38
1ユーロにつき	1.22
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンティン・ペソにつき	0.0525
1イスラエル・シェケルにつき	0.292
1イラン・リアルにつき	0.0000274
1インド・ルピーにつき	0.0157
100インドネシア・ルピアにつき	0.00748
1オーストラリア・ドルにつき	0.795
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.272
100韓国ウォンにつき	0.0937
100カンボジア・リエルにつき	0.0248
1クウェート・ディナールにつき	3.32
1ケニア・シリングにつき	0.00972
100コロンビア・ペソにつき	0.0349
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1シンガポール・ドルにつき	0.756
100新台湾ドルにつき	3.40
100スリランカ・ルピーにつき	0.650
1セイシェル・ルピーにつき	0.0724
100タイ・バーツにつき	3.13

100タヒチ・パシフィックフランにつき	1.02
1チェッコ・コルナにつき	0.0479
100チリ・ペソにつき	0.165
1デンマーク・クローネにつき	0.164
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.148
1トルコ・リラにつき	0.265
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00277
1ニュージーランド・ドルにつき	0.725
1ノルウェー・クローネにつき	0.126
1パキスタン・ルピーにつき	0.00903
100ヴァヌアツ・バツにつき	0.955
1パプアニューギニア・キナにつき	0.309
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.394
100バングラデシュ・タカにつき	1.21
1フィジー・ドルにつき	0.494
1フィリピン・ペソにつき	0.0198
1ブラジル・リアルにつき	0.312
1ブルネイ・ドルにつき	0.757
100ベトナム・ドンにつき	0.00440
1ヴェネズエラ・ボリーバルにつき (注)	0.100
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.311
1ポーランド・ズロチにつき	0.293
1香港ドルにつき	0.128
1マレーシア・リンギットにつき	0.253
1南アフリカ・ラントにつき	0.0820
1ミャンマー・チャットにつき	0.000746
1メキシコ・ペソにつき	0.0528
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0301
1モロッコ・ディルハムにつき	0.108
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
1ラオス・キップにつき	0.0121
1ルーマニア・レイにつき	0.262
100ルワンダ・フランにつき	0.117
1ロシア・ルーブルにつき	0.0176

上記以外の外国通貨：当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢（平成30年1月中における実勢相場の平均値）



# ドル通貨換算率

## 輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2018年2月)

2018年2月1日から2月28日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類（輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの）に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨（セント）未満を切り捨てること。

	(米ドル)
113円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.783
1中国元につき	0.152
1スウェーデン・クローネにつき	0.119
1スイス・フランにつき	1.01
1スターリング・ポンドにつき	1.34
1ユーロにつき	1.18
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンティン・ペソにつき	0.0564
1イスラエル・シェケルにつき	0.286
1イラン・リアルにつき	0.0000280
1インド・ルピーにつき	0.0156
100インドネシア・ルピアにつき	0.00738
1オーストラリア・ドルにつき	0.765
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.271
100韓国ウォンにつき	0.0923
100カンボジア・リエルにつき	0.0248
1クウェート・ディナールにつき	3.31
1ケニア・シリングにつき	0.00970
100コロンビア・ペソにつき	0.0334
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1シンガポール・ドルにつき	0.743
100新台湾ドルにつき	3.34
100スリランカ・ルピーにつき	0.653
1セイシェル・ルピーにつき	0.0727
100タイ・バーツにつき	3.06

100タヒチ・パシフィックフランにつき	0.992
1チェッコ・コルナにつき	0.0461
100チリ・ペソにつき	0.157
1デンマーク・クローネにつき	0.159
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.148
1トルコ・リラにつき	0.261
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00278
1ニュージーランド・ドルにつき	0.697
1ノルウェー・クローネにつき	0.120
1パキスタン・ルピーにつき	0.00919
100ヴァヌアツ・バツにつき	0.931
1パプアニューギニア・キナにつき	0.311
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.378
100バングラデシュ・タカにつき	1.21
1フィジー・ドルにつき	0.483
1フィリピン・ペソにつき	0.0199
1ブラジル・レアルにつき	0.304
1ブルネイ・ドルにつき	0.743
100ベトナム・ドンにつき	0.00440
1ヴェネズエラ・ボリーバルにつき (注)	0.100
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.308
1ポーランド・ズロチにつき	0.282
1香港ドルにつき	0.128
1マレーシア・リンギットにつき	0.245
1南アフリカ・ラントにつき	0.0765
1ミャンマー・チャットにつき	0.000737
1メキシコ・ペソにつき	0.0520
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0295
1モロッコ・ディルハムにつき	0.106
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
1ラオス・キップにつき	0.0120
1ルーマニア・レイにつき	0.255
100ルワンダ・フランにつき	0.117
1ロシア・ルーブルにつき	0.0171

上記以外の外国通貨：当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢（平成29年12月中における実勢相場の平均値）

# ドル通貨換算率

## 輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2018年1月)

2018年1月1日から1月31日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類（輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの）に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨（セント）未満を切り捨てること。

	(米ドル)
113円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.783
1中国元につき	0.151
1スウェーデン・クローネにつき	0.119
1スイス・フランにつき	1.01
1スターリング・ポンドにつき	1.32
1ユーロにつき	1.17
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンティン・ペソにつき	0.0572
1イスラエル・シェケルにつき	0.284
1イラン・リアルにつき	0.0000284
1インド・ルピーにつき	0.0154
100インドネシア・ルピアにつき	0.00740
1オーストラリア・ドルにつき	0.762
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.261
100韓国ウォンにつき	0.0907
100カンボジア・リエルにつき	0.0248
1クウェート・ディナールにつき	3.31
1ケニア・シリングにつき	0.00966
100コロンビア・ペソにつき	0.0332
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1シンガポール・ドルにつき	0.738
100新台湾ドルにつき	3.32
100スリランカ・ルピーにつき	0.651
1セイシェル・ルピーにつき	0.0731
100タイ・バーツにつき	3.04

100タヒチ・パシフィックフランにつき	0.984
1チェッコ・コルナにつき	0.0460
100チリ・ペソにつき	0.158
1デンマーク・クローネにつき	0.158
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.148
1トルコ・リラにつき	0.257
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00278
1ニュージーランド・ドルにつき	0.689
1ノルウェー・クローネにつき	0.122
1パキスタン・ルピーにつき	0.00950
100ヴァヌアツ・バツにつき	0.931
1パプアニューギニア・キナにつき	0.312
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.377
100バングラデシュ・タカにつき	1.21
1フィジー・ドルにつき	0.481
1フィリピン・ペソにつき	0.0196
1ブラジル・リアルにつき	0.307
1ブルネイ・ドルにつき	0.738
100ベトナム・ドンにつき	0.00440
1ヴェネズエラ・ボリーバルにつき (注)	0.100
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.309
1ポーランド・ズロチにつき	0.278
1香港ドルにつき	0.128
1マレーシア・リングgitにつき	0.240
1南アフリカ・ラントにつき	0.0711
1ミャンマー・チャットにつき	0.000737
1メキシコ・ペソにつき	0.0529
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0293
1モロッコ・ディルハムにつき	0.106
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
1ラオス・キップにつき	0.0120
1ルーマニア・レイにつき	0.253
100ルワンダ・フランにつき	0.117
1ロシア・ルーブルにつき	0.0170

上記以外の外国通貨：当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢（平成29年11月中における実勢相場の平均値）



# ドル通貨換算率

## 輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2017年12月)

2017年12月1日から12月31日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類（輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの）に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨（セント）未満を切り捨てること。

	(米ドル)
113円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.794
1中国元につき	0.151
1スウェーデン・クローネにつき	0.122
1スイス・フランにつき	1.02
1スターリング・ポンドにつき	1.32
1ユーロにつき	1.18
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンティン・ペソにつき	0.0573
1イスラエル・シェケルにつき	0.285
1イラン・リアルにつき	0.0000292
1インド・ルピーにつき	0.0154
100インドネシア・ルピアにつき	0.00739
1オーストラリア・ドルにつき	0.779
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.268
100韓国ウォンにつき	0.0882
100カンボジア・リエルにつき	0.0247
1クウェート・ディナールにつき	3.31
1ケニア・シリングにつき	0.00966
100コロンビア・ペソにつき	0.0338
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1シンガポール・ドルにつき	0.735
100新台湾ドルにつき	3.30
100スリランカ・ルピーにつき	0.651
1セイシェル・ルピーにつき	0.0736
100タイ・バーツにつき	3.01

100タヒチ・パシフィックフランにつき	0.985
1チェッコ・コルナにつき	0.0456
100チリ・ペソにつき	0.159
1デンマーク・クローネにつき	0.158
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.148
1トルコ・リラにつき	0.272
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00278
1ニュージーランド・ドルにつき	0.704
1ノルウェー・クローネにつき	0.125
1パキスタン・ルピーにつき	0.00950
100ヴァヌアツ・バツにつき	0.941
1パプアニューギニア・キナにつき	0.313
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.379
100バングラデシュ・タカにつき	1.22
1フィジー・ドルにつき	0.486
1フィリピン・ペソにつき	0.0194
1ブラジル・リアルにつき	0.313
1ブルネイ・ドルにつき	0.735
100ベトナム・ドンにつき	0.00440
1ヴェネズエラ・ボリーバルにつき (注)	0.0995
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.308
1ポーランド・ズロチにつき	0.276
1香港ドルにつき	0.128
1マレーシア・リングgitにつき	0.236
1南アフリカ・ラントにつき	0.0730
1ミャンマー・チャットにつき	0.000739
1メキシコ・ペソにつき	0.0531
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0293
1モロッコ・ディルハムにつき	0.106
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
1ラオス・キップにつき	0.0120
1ルーマニア・レイにつき	0.256
100ルワンダ・フランにつき	0.118
1ロシア・ルーブルにつき	0.0173

上記以外の外国通貨：当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢（平成29年10月中における実勢相場の平均値）

# ドル通貨換算率

## 輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2017年11月)

2017年11月1日から11月30日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類（輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの）に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨（セント）未満を切り捨てること。

	(米ドル)
111円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.813
1中国元につき	0.152
1スウェーデン・クローネにつき	0.125
1スイス・フランにつき	1.04
1スターリング・ポンドにつき	1.33
1ユーロにつき	1.19
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンティン・ペソにつき	0.0580
1イスラエル・シェケルにつき	0.283
1イラン・リアルにつき	0.0000299
1インド・ルピーにつき	0.0155
100インドネシア・ルピアにつき	0.00751
1オーストラリア・ドルにつき	0.797
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.271
100韓国ウォンにつき	0.0882
100カンボジア・リエルにつき	0.0247
1クウェート・ディナールにつき	3.32
1ケニア・シリングにつき	0.00969
100コロンビア・ペソにつき	0.0343
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1シンガポール・ドルにつき	0.741
100新台湾ドルにつき	3.32
100スリランカ・ルピーにつき	0.654
1セイシェル・ルピーにつき	0.0737
100タイ・バーツにつき	3.02

100タヒチ・パシフィックフランにつき	0.998
1チェッコ・コルナにつき	0.0457
100チリ・ペソにつき	0.160
1デンマーク・クローネにつき	0.160
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.148
1トルコ・リラにつき	0.288
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00278
1ニュージーランド・ドルにつき	0.725
1ノルウェー・クローネにつき	0.128
1パキスタン・ルピーにつき	0.00949
100ヴァヌアツ・バツにつき	0.956
1パプアニューギニア・キナにつき	0.313
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.386
100バングラデシュ・タカにつき	1.23
1フィジー・ドルにつき	0.494
1フィリピン・ペソにつき	0.0196
1ブラジル・レアルにつき	0.319
1ブルネイ・ドルにつき	0.741
100ベトナム・ドンにつき	0.00440
1ヴェネズエラ・ボリーバルにつき (注)	0.0997
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.308
1ポーランド・ズロチにつき	0.279
1香港ドルにつき	0.128
1マレーシア・リンギットにつき	0.237
1南アフリカ・兰特につき	0.0759
1ミャンマー・チャットにつき	0.000740
1メキシコ・ペソにつき	0.0561
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0300
1モロッコ・ディルハムにつき	0.107
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
1ラオス・キップにつき	0.0121
1ルーマニア・レイにつき	0.259
100ルワンダ・フランにつき	0.118
1ロシア・ルーブルにつき	0.0173

上記以外の外国通貨：当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢（平成29年9月中における実勢相場の平均値）

# ドル通貨換算率

## 輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2017年10月)

2017年10月1日から10月31日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類（輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの）に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨（セント）未満を切り捨てること。

	(米ドル)
110円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.793
1中国元につき	0.150
1スウェーデン・クローネにつき	0.124
1スイス・フランにつき	1.04
1スターリング・ポンドにつき	1.30
1ユーロにつき	1.18
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンティン・ペソにつき	0.0574
1イスラエル・シェケルにつき	0.278
1イラン・リアルにつき	0.0000304
1インド・ルピーにつき	0.0156
100インドネシア・ルピアにつき	0.00750
1オーストラリア・ドルにつき	0.792
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.274
100韓国ウォンにつき	0.0884
100カンボジア・リエルにつき	0.0244
1クウェート・ディナールにつき	3.31
1ケニア・シリングにつき	0.00966
100コロンビア・ペソにつき	0.0337
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1シンガポール・ドルにつき	0.735
100新台湾ドルにつき	3.31
100スリランカ・ルピーにつき	0.653
1セイシェル・ルピーにつき	0.0745
100タイ・バーツにつき	3.01

100タヒチ・パシフィックフランにつき	0.990
1チェッコ・コルナにつき	0.0453
100チリ・ペソにつき	0.155
1デンマーク・クローネにつき	0.159
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.148
1トルコ・リラにつき	0.285
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00276
1ニュージーランド・ドルにつき	0.730
1ノルウェー・クローネにつき	0.127
1パキスタン・ルピーにつき	0.00949
100ヴァヌアツ・バツにつき	0.948
1パプアニューギニア・キナにつき	0.315
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.388
100バングラデシュ・タカにつき	1.24
1フィジー・ドルにつき	0.493
1フィリピン・ペソにつき	0.0196
1ブラジル・リアルにつき	0.317
1ブルネイ・ドルにつき	0.735
100ベトナム・ドンにつき	0.00440
1ヴェネズエラ・ボリーバルにつき (注)	0.0988
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.308
1ポーランド・ズロチにつき	0.277
1香港ドルにつき	0.128
1マレーシア・リングgitにつき	0.233
1南アフリカ・ラントにつき	0.0756
1ミャンマー・チャットにつき	0.000738
1メキシコ・ペソにつき	0.0562
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0302
1モロッコ・ディルハムにつき	0.106
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
1ラオス・キップにつき	0.0121
1ルーマニア・レイにつき	0.258
100ルワンダ・フランにつき	0.119
1ロシア・ルーブルにつき	0.0168

上記以外の外国通貨：当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢（平成29年8月中における実勢相場の平均値）

# ドル通貨換算率

## 輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2017年9月)

2017年9月1日から9月30日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類（輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの）に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨（セント）未満を切り捨てること。

	(米ドル)
112円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.787
1中国元につき	0.148
1スウェーデン・クローネにつき	0.120
1スイス・フランにつき	1.04
1スターリング・ポンドにつき	1.30
1ユーロにつき	1.15
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンティン・ペソにつき	0.0582
1イスラエル・シェケルにつき	0.282
1イラン・リアルにつき	0.0000307
1インド・ルピーにつき	0.0155
100インドネシア・ルピアにつき	0.00750
1オーストラリア・ドルにつき	0.781
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.272
100韓国ウォンにつき	0.0882
100カンボジア・リエルにつき	0.0244
1クウェート・ディナールにつき	3.30
1ケニア・シリングにつき	0.00962
100コロンビア・ペソにつき	0.0329
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1シンガポール・ドルにつき	0.730
100新台湾ドルにつき	3.29
100スリランカ・ルピーにつき	0.651
1セイシェル・ルピーにつき	0.0740
100タイ・バーツにつき	2.97

100タヒチ・パシフィックフランにつき	0.966
1チェッコ・コルナにつき	0.0442
100チリ・ペソにつき	0.152
1デンマーク・クローネにつき	0.155
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.148
1トルコ・リラにつき	0.281
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00318
1ニュージーランド・ドルにつき	0.736
1ノルウェー・クローネにつき	0.123
1パキスタン・ルピーにつき	0.00949
100ヴァヌアツ・バツにつき	0.935
1パプアニューギニア・キナにつき	0.315
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.376
100バングラデシュ・タカにつき	1.24
1フィジー・ドルにつき	0.490
1フィリピン・ペソにつき	0.0197
1ブラジル・レアルにつき	0.312
1ブルネイ・ドルにつき	0.730
100ベトナム・ドンにつき	0.00440
1ヴェネズエラ・ボリーバルにつき (注)	0.0996
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.308
1ポーランド・ズロチにつき	0.272
1香港ドルにつき	0.128
1マレーシア・リングgitにつき	0.233
1南アフリカ・ラントにつき	0.0761
1ミャンマー・チャットにつき	0.000737
1メキシコ・ペソにつき	0.0561
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0293
1モロッコ・ディルハムにつき	0.104
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
1ラオス・キップにつき	0.0121
1ルーマニア・レイにつき	0.252
100ルワンダ・フランにつき	0.119
1ロシア・ルーブルにつき	0.0167

上記以外の外国通貨：当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢（平成29年7月中における実勢相場の平均値）

# ドル通貨換算率

## 輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率 (2017年8月)

2017年8月1日から8月31日までの間に申請される輸出及び輸入関係書類（輸出入貿易管理令及び輸出入取引法に基づくもの）に適用する換算率が下記のように定められた。換算に際しては有効通貨（セント）未満を切り捨てること。

	(米ドル)
111円につき	1
1カナダ・ドルにつき	0.752
1中国元につき	0.147
1スウェーデン・クローネにつき	0.115
1スイス・フランにつき	1.03
1スターリング・ポンドにつき	1.28
1ユーロにつき	1.12
1アラブ首長国連邦ディルハムにつき	0.272
1アルゼンティン・ペソにつき	0.0620
1イスラエル・シェケルにつき	0.283
1イラン・リアルにつき	0.0000308
1インド・ルピーにつき	0.0155
100インドネシア・ルピアにつき	0.00751
1オーストラリア・ドルにつき	0.756
1オマーン・リアルにつき	2.60
1カタール・リアルにつき	0.271
100韓国ウォンにつき	0.0884
100カンボジア・リエルにつき	0.0245
1クウェート・ディナールにつき	3.30
1ケニア・シリングにつき	0.00966
100コロンビア・ペソにつき	0.0337
1サウジアラビア・リアルにつき	0.267
1シンガポール・ドルにつき	0.723
100新台湾ドルにつき	3.30
100スリランカ・ルピーにつき	0.654
1セイシェル・ルピーにつき	0.0749
100タイ・バーツにつき	2.94

100タヒチ・パシフィックフランにつき	0.942
1チェッコ・コルナにつき	0.0428
100チリ・ペソにつき	0.150
1デンマーク・クローネにつき	0.151
1トリニダード・トバゴ・ドルにつき	0.148
1トルコ・リラにつき	0.284
1ナイジェリア・ナイラにつき	0.00313
1ニュージーランド・ドルにつき	0.723
1ノルウェー・クローネにつき	0.118
1パキスタン・ルピーにつき	0.00954
100ヴァヌアツ・バツにつき	0.925
1パプアニューギニア・キナにつき	0.315
1バーレーン・ディナールにつき	2.65
100ハンガリー・フォリントにつき	0.364
100バングラデシュ・タカにつき	1.24
1フィジー・ドルにつき	0.483
1フィリピン・ペソにつき	0.0200
1ブラジル・リアルにつき	0.303
1ブルネイ・ドルにつき	0.723
100ベトナム・ドンにつき	0.00440
1ヴェネズエラ・ボリーバルにつき (注)	0.0997
1ペルー・ヌエボ・ソルにつき	0.306
1ポーランド・ズロチにつき	0.267
1香港ドルにつき	0.128
1マレーシア・リングットにつき	0.234
1南アフリカ・ラントにつき	0.0775
1ミャンマー・チャットにつき	0.000739
1メキシコ・ペソにつき	0.0551
1モーリシャス・ルピーにつき	0.0288
1モロッコ・ディルハムにつき	0.103
1ヨルダン・ディナールにつき	1.41
1ラオス・キップにつき	0.0121
1ルーマニア・レイにつき	0.246
100ルワンダ・フランにつき	0.119
1ロシア・ルーブルにつき	0.0172

上記以外の外国通貨：当該外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢（平成29年6月中における実勢相場の平均値）